

意見書

平成24年9月3日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちょうめ ばん ごう
住所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏名 KDDI株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう たなか たかし
代表取締役社長 田中 孝司

メールアドレス

「電気通信事業法施行規則第23条の4第3項の規定に基づく情報の開示に関する件
(平成13年総務省告示第395号)の一部を改正する告示案」に関し、別紙のとおり意見を
提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

(別紙)

今回の情報開示告示の一部改正は、NTT東・西の加入光ファイバを利用して新たにFTTH市場に参入しようとする事業者やエリアを拡大しようとする事業者にとっては、提供エリアの展開を検討する際に、各收容局における光配線区画の概況を、事前に、従来より詳しく把握できるという点で、ある程度有効であると考えます。

しかしながら、接続事業者がFTTH市場においてより真に公平な条件で競争できるためには、今回開示が義務付けられる情報のみでは不十分です。具体的には、当社は、現在光配線区域情報をNTT東・西から購入していますが、当該情報だけではシェアアクセスが開通した際、ユーザーの回線がどの光配線区画に收容されているか正確に把握できないため、各光配線区画の收容率を効率的に高めることができません。本来、接続事業者が利用している回線がどの光配線区画に收容されているか等の情報については、事業運営上、当然接続事業者側で把握できていることが通常であると考えます。そのため、シェアアクセスが開通した際、どの光配線区画に收容されているかの情報については当然無償で開示されるべきものと考えます。

また、シェアアクセスを使って光ファイバのサービスを展開するにあたって、展開するエリアにおけるNTT東・西の設備状況や今後の増設計画等がどのようになっているか、NTT東・西利用部門と接続事業者との間で同じ内容・タイミングで情報が開示されていることが公正競争上当然必要と考えます。そのため、NTT東・西の増設計画等の設備構築等に関する情報についても開示すべきと考えます。

なお、FTTH市場における競争が機能するためには、これまでも指摘している通り、既存光配線区画について、NTT東・西が表明している光配線区画当たりの世帯数が実際には確保されていない状況を解消することが必要であり、需要が疎なエリアのみならず、全国における光配線区画を直ちに見直すことが必要と考えます。

しかし、既存光配線区画の見直しについては具体的なスケジュール等は明らかになっておらず、このような問題が続いてしまうと、NTT東・西が主張する光配線区画当たりの世帯数の情報を参考にして、シェアアクセスを利用してFTTH市場に参入する事業者にとっては、光配線区画が適正化されていないエリアにおいて收容率の向上が見込めないため、競争が早期に進展しないことは明らかです。

したがって、FTTH市場における更なる競争を促進していくためには、情報開示の充実化や既存光配線区画の見直し、光ファイバの開通に係る工事費や接続料等の低廉化を早急を実施していくべきです。

なお、総務省においては、接続委員会等の公の場において四半期毎に既存光配線区画も含めた適正化状況や收容率を把握するための情報開示の進捗状況、設備構築情報の扱いの同等性等について検証し、不十分な場合には、是正措置を講じるべきと考えます。

以上